

# にっぽん農政時持論

## 第2回

### 飼料用米の2024年からの補助金減額、政府予算案をどう思う？

#### テーマの解題

2022年12月23日、24年度の政府予算案が閣議決定した。農林水産省予算の変更点より、今回は飼料用米に対する補助金の減額が明示されたことに注目した。

飼料用米の収支は、そのほとんどを補助金に頼っている（図1）。飼料用米への補助金が本格的に始まった08年以降、補助金の単価はこれまで基本的に下げられたことがなく、補助金に支えられながら飼料用米の生産は拡大してきた（図2）。

補助金のなかでも特にウエイトを占めるのが「水田活用の直接支払交付金」の戦略作物助成だ。その助成単価は、作付段階で主食用米等と区別して生産すると収量に応じて変化し、現行では10a当たり5.5～10.5万円である。今回の政府予算案では、これを24年度以降に段階的に引き下げていき、26年度には5.5～7.5万円にしようとしている（図3）。対象は一般品種に限定し、多収品種の補助金水準は維持する予定だ。

農水省は見直しの理由を「飼料用米について、主食用米との所得差が乖離し、作付面積・生産量が30年目標を超過していること等を踏まえ、多収品種の作付を促し生産性向上を図るため」としている。

なお、23年度の補助金を維持するのは、翌年産の多収品種の種もみを生産する期間を確保するためだ。このほか、飼料用米への補助金を巡っては、既に定着した3年契約の支援単価の加算措置を廃止するほか、補助金の対象を「ふるい上米」のみに限定する見直しも実施される。

本格的にメスが入った飼料用米政策について、率直な意見を募集した。

<アンケート調査> 実施期間：2022年12月25日～1月25日、  
回答数（有効回答数）：49

図1：飼料用米生産の収支構造

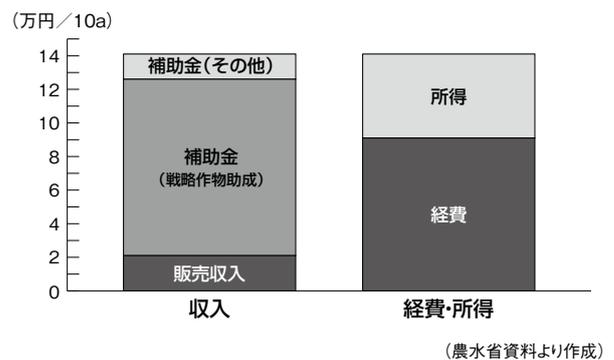


図2：飼料用米の生産面積・生産量の推移

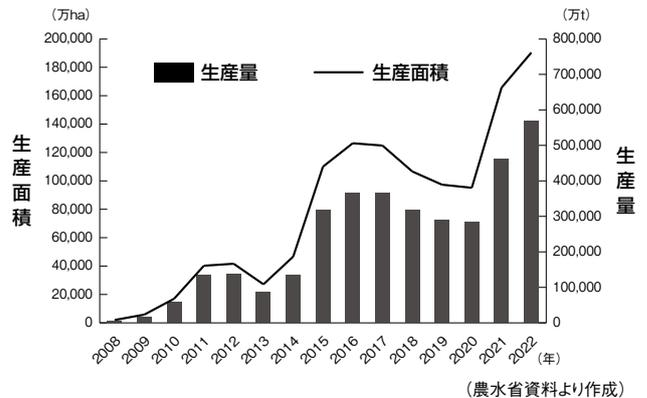
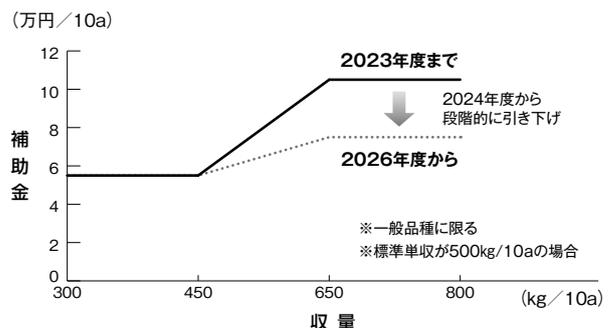
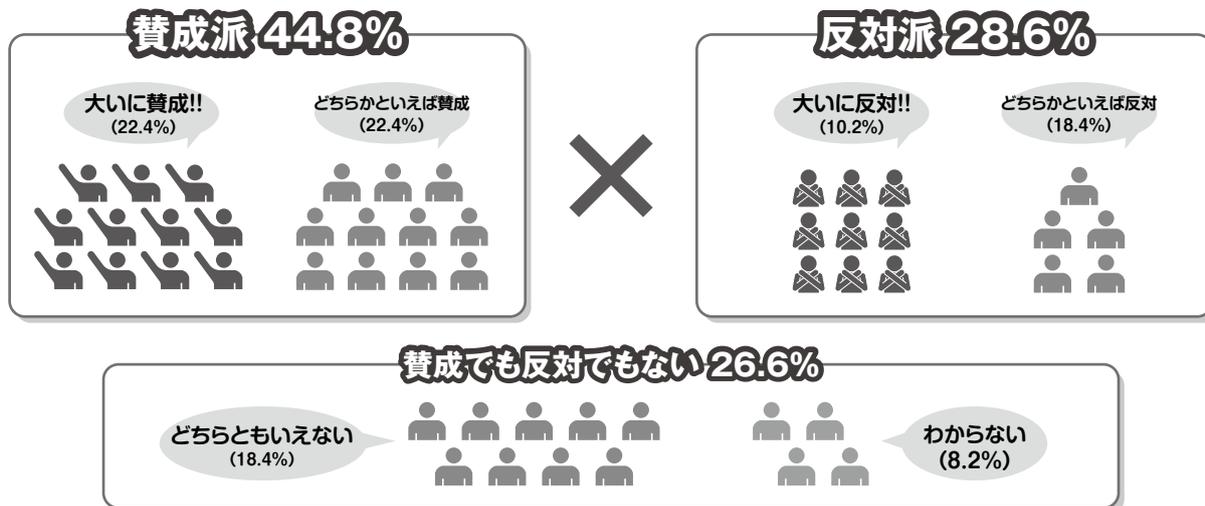


図3：飼料用米（一般品種）の「水田活用の直接支払交付金（戦略助成）」の変更指針（24年度政府予算案）



## 調査結果の概要

図4：飼料用米（一般品種）に対する補助金の段階的減額に対する回答状況



### 飼料用米に対する補助金の段階的な減額に45%が賛成も、立場によって温度差見られる

「飼料用米（一般品種）に対する補助金の段階的な減額に賛成？ 反対？」の質問に対する回答結果を図4に示した。大きく分けて、賛成派が45%、反対が29%、そして、賛成でも反対でもないのが27%だった。

過半数には至らないものの賛成の声のほうが多く、「大いに賛成」「どちらかといえば賛成」は同数だった。一方の反対派は「大いに反対」よりも「どちらかといえば反対」が多く、全面的に反対する声は比較的少なかった。また、「どちらともいえない」「わからない」という回答が反対派と同程度だった。

全体的には賛成派が多いものの、限られた回答数のなかでも、稲作農家、飼料用米生産者、稲作以外の農家、非農家など、回答者の属性によって、異なる傾向が見られたことは興味深い（図5）。

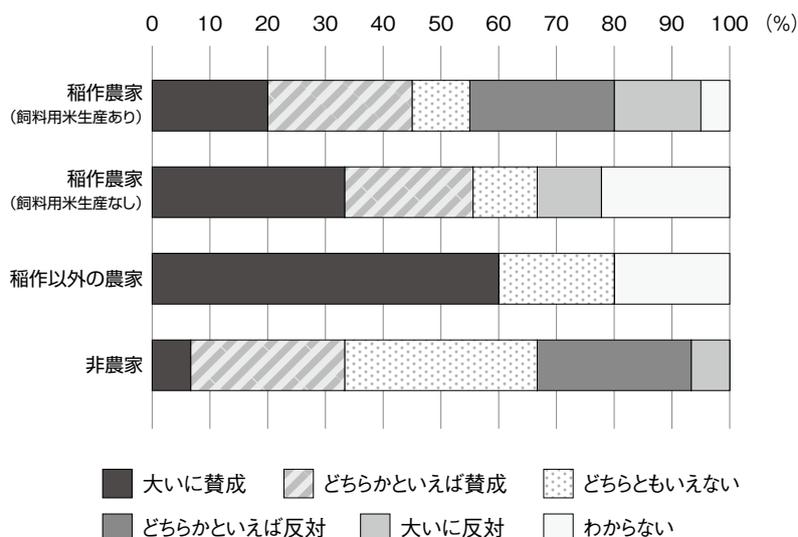
稲作農家、なかでも飼料用米の生産経験がある農家に注目すると、賛成派か反対派が拮抗し、「どちらともいえない」「わからない」という曖昧な回

答は少ない。飼料用米の制度変更で直接的な影響を受ける50ha以上の飼料用米生産農家に限れば「大いに賛成」の回答はなく、「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」という消極的な反応だった。

一方、稲作をしていない農家は賛成派が過半数を占め、なかでも「大いに賛成」の声が強く寄せられた。非農家からは、「どちらともいえない」という声も、賛成派と反対派と同じように届いた。

実際の声は集計には反映されない部分も多い。では、それぞれの意見に耳を傾けてみよう。

図5：属性別の回答割合



## 賛成派

### 飼料用米に偏った生産支援に疑問あり

「大いに賛成」する声の代表格は、畜産農家や畑作農家だ。支援されて飼料用米を作るよりもほかの飼料作物の本格的な生産のほうが重要であるという観点からの賛成意見は、彼らだけでなく、飼料用米生産をしていない稲作農家からも寄せられた。

#### ●畜産農家

「飼料用米と言いながら、米政策そのものであり畜産への恩恵は限定的。それならば地目水田での飼料生産の方が合理的。むしろ産地では混乱が生じている。飼料としての価値は限定的で飼料の国産化を謳った米農家支援にはそもそも反対だから」

〔上野裕／酪農 35 頭、飼料畑 14ha／茨城県〕

#### ●畑作農家

「麦大豆が不足している中で、なぜ需要の少ない飼料用米に高い補助金を出しているのか分らない」

〔農業経営者（麦 15ha、大豆 15ha、野菜 4ha）／北海道〕

#### ●飼料用米を生産していない稲作農家

「水田を畑地化にして他の飼料作物を生産する事が水田農家を救う」

〔農業経営（畑作 180ha、水稲 0.8ha）／福井市〕

「近所の飼料用米生産者を見ているのですが、飼料を甘く考えているような管理であり、交付金の多さでしか見ていない。補助金の減額によりそのような考えの生産者を減らしてほしい」

〔農業生産法人（畑 180ha、水稲 0.75ha）／福井市〕

「補助金で成り立つ作目は、いらない」

〔池上栄造／農業法人経営／岡山県久米郡〕

## 反対派

### 当事者の訴えと制度への批判

飼料用米の補助金の受益者から寄せられた「どちらかといえば反対」のコメントをまず紹介しよう。実に当事者としての率直な感想である。一方で、減額への反対意見というより、制度への批判も聞かれた。

「燃料、資材など物価高騰しているのに収入が下がるには賛成できない」〔農業経営者（水稲、麦類、大豆、蕎麦、馬鈴薯）／茨城県桜川市〕

「作付けしている生産者としては非常に辛いが、

### 主食用米への転用NG、専用品種に支援継続を

飼料用米の生産経験があり、減額の影響を受ける当事者からも「賛成」の声が届いた。その内容は、補助金の減額そのものではなく、専用品種への支援が継続され生産が増加することで、主食用米への転用が減ることを期待していることに対する賛成票である。つまり、全面的な減額を希望していないために「どちらかといえば賛成」と回答していたのではないだろうか。

「主食用に振り替えられることがなくせる」

〔農業経営者（水稲 50ha）／新潟県新潟市〕

「多収品種のみに絞るのは、仕方のない」

〔農業法人の被雇用者／富山県砺波市〕

「一般品種は減額されるが、専用品種は減額されないから」〔農業経営者（水稲 40ha）／千葉県〕

また、専用品種との補助金格差の設定をめぐって、賛成、反対を検討した声もあった。

「一般多収量品種（食用米）を飼料用（家畜）に回すことは、飼料用米を作付すること以上に、農家にとっては抵抗感が強いと思う」

〔青木伸夫／農業関連コンサル／新潟県新潟市〕

「専用品種を嫌がる周辺農家が多いから」

〔農業経営者（水稲 55ha、麦 50ha）／埼玉県行田市〕

「多収品種は変わらないし、県によっては一般品種を多収性品種としていくつか認めている品種がある」〔新規需要米の仲介業者（集荷面積 900ha）／福岡県久留米市〕

うまく専用品種を使い、専用品種→大豆等でローテーションを組んでコンタミを防ぎたい」

〔農業経営（経営面積 105ha）／石川県白山市〕

「飼料用米が増えたから補助率を減らすということは、単純に飼料用米を作るな！ということなのか？ 飼料用米政策を増産するという時に、この制度設計をちゃんと公表すべきだった」

〔農業経営者（水稲 120ha）／千葉県〕

「目的が何なのかが不明。交付金を減らすことしか、思い当たらない。根本に主食用米の減反と、交付金の削減を考えて、思いついた手段がこれだったんだろうとは思いますが、ストーリー作りが下手！」

〔末柄淳／農業経営者（水稲 8ha、陸稲 5ha、大麦 6.5ha、ソバ 5ha、馬鈴薯 6ha、人参 2.5ha）／栃木県小山市〕



普段、出会わない方のコメントをきっかけに、御自身の意見や考えを深めてみませんか？

「国は転作事業で畑作を推し進めているが、水田と畑作の混合地域は地価が下がりづらく、土地購入費と水利権（土地改良区賦課金）が転作畑作経営者の重荷になっている。転作補助金が今後なくなると言われているが、転作畑作の未来が見えない」  
〔農業経営者（畑作 26ha）／北海道〕

「この時代、貰えるモノは貰った方が良いという雰囲気蔓延している。けれどそのしっぺ返しは必ずある。総農家数のなかで米農家は大多数ではあるが、飼料用米は始まった当初から行き過ぎた支援だと思っている。生産者、需要者双方に補助が出て、恐ろしく高額な税金を投入し生産された飼料を与えられ、生産された畜産製品に、強い競争力が備わるとはとても思わないし、むしろ競争力は無くなると思っている。結果として、双方の生産意欲や創意工夫の機会を奪っていると思えない。国民の多くがそれを知ったら、即刻廃止と言うはずだと思っている」  
〔上野裕／前掲〕

「世界の人口、90 億人になったときの食糧がどうなるのか。皆で考えてほしい」  
〔特別公務員／茨城県美浦村〕

## どちらともいえない／わからない派

### 短期的な制度変更は評価できない

今回のアンケート調査では、賛成とも反対とも言えない回答者が多かった。単純に「水田作がない」ことをわからない理由に挙げる畑作経営者もいたが、非農家を中心に寄せられた「どちらともいえない」には、それぞれ理由が示されている。

「今回の結論に至った本音の部分の背景、たとえば補助金の申請、使用用途に適切さを欠く事例が散見されたからなどの事情が分からないから何とも言えない」

〔会社員（食料・農業関連以外）／兵庫県西宮市〕

「農業は毎年度経費を低減できるような産業ではない。一度決定した条件は 10 年単位で継続し、安心感を持たせた上で経営の方向転換を促す必要がある。毎年補助金が変わるような分野はリスクが大きく経営資源を投入する決断を下しにくい」

〔自営、品質管理コンサルティング／千葉県印西市〕

「従来一律であった飼料用米の単価を区分し、飼料生産としての意義と主食用米の需給調整弁としての意義をそれぞれ評価した点はいいと思う。しかし、日本飼料用米振興協会が生産目標を現行の 4 倍相当の 280 万トンに引き上げるよう国に要請している点等を考慮すれば、まだまだ増産すべきであり、農水省目標を達成したことを理由に減額するのは時期尚早」

〔山形県南陽市〕

## 飼料用米政策の変更項目について

今回示された飼料用米政策の変更点のなかで関心のある項目を回答（複数回答可）してもらった。表 1 に示したとおり、最も関心が高かったのは、補助金対象を「ふるい上米」のみへの限定だった。

その理由として、「ふるい下米の処理工程が増えることにより生産コストが上がる」、「家畜の餌にふるい上とかふるい下とか意味がわからない」、「飼料の価値・品質に少しは影響するも本質的差はないのでないか?」、「『ふるい目』の大きさは地域で大きく異なり、その辺の調整はどうするのか不明」、「ふるい下米の扱いがわからない」、「ふるい上とするのはなぜか、専用品種ならそのままでいいのでは」などのコメントがあった。

変更されるのは、補助金を算定する際に飼料用米

の収量をふるい上の量に限定する点である。実際にふるいかけなくても、地域のふるい下米の発生率から計算することも可能で、作業負担は求められないものの補助金額がふるい下米の分だけ目減りする。現場への作業負担など、一部で誤解を招いているとはいえ、「ふるい下米発生率等の統計がなく、現場で混乱が生じる可能性も」〔匿名／山形県南陽市〕と危惧する声は増えるだろう。

表 1：飼料用米で気になる項目（複数回答）

項目	回答数
支援対象を「ふるい上米」のみに限定	30
多収品種に対する支援単価の維持	22
一般品種に対する支援価格の段階的に引き下げ	21
3年契約の支援単価の加算措置の廃止	21
特認品種が引き続き認められること	13
その他	7

「専用品種」から「多収品種」「特認品種」へ

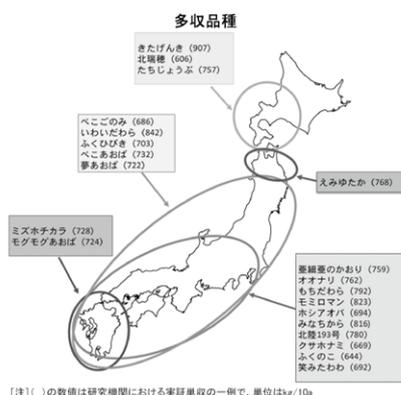
自由回答のコメント欄で気になったのは、「専用品種」「多収品種」「特認品種」という用語が曖昧に使われ、正しく認知されていないことである。

長らく、「飼料用米の専用品種」という表現を農水省も地域の行政や農協の関係者も使ってきた。だが、そもそもコメ自体の使い道は多様であり、飼料に適性の高いコメ品種があっても、その用途は飼料用に限定されない。そうした事情を反映したのか、23年度政府予算案から「専用品種」が一切使われなくなり、「多収品種」に表現が統一された。

ところが、この「多収品種」は農水省の要領で2つの区分が定義されているから、ややこしいのだ。

まず、国の委託試験等によって、飼料等向けとして育成され、子実の収量が多いことが確認された21品種を「多収品種」という。もう一つが、子実の収量が多く、全国的に主食用品種ではないものうち都道府県知事の申請に基づいて地方農政局長等が認定した「特認品種」だ。前者は多収性が確認されているが、後者は行政判断で申請・認定されるため、

図6：「多収品種」21品種と「特認品種」の例（農水省資料より）



主な特認品種の例(令和4年度)

県名	品種名
北海道	そらゆたか(710)
青森県	ゆたかまる(811)
岩手県	つぶゆたか(672)、つぶみのり(687)、たわわっこ(739)
秋田県	秋田63号(725)、たわわっこ(717)
福島県	たちすがた(599)、アキヒカリ(827)
長野県	ふくおこし(870)
新潟県	新潟次郎(669)、アキヒカリ(709)、亀の蔵(645)、ゆきみのり(681)、いただき(689)、ゆきみらい(653)
富山県	やまだわら(718)
兵庫県	兵庫牛若丸(615)、あきだわら(563)
島根県	みほひかり(546)
福岡県	タチアオバ(660)、ツクシホマレ(578)、夢一駄(575)
宮崎県	タチアオバ(660)、み系358号(702)、宮崎52号(620)

現状では単収が低い品種も含まれている。具体的な品種名を図6に示したので、参照してほしい。

まだ認知度が低いなか、こうした多収品種の実態に言及したコメントもあった。

「行政的判断ではなく生産効率や生産性を科学的に評価したうえで決定した特認品種にしてほしい」

〔開業獣医師／兵庫県〕

まとめ

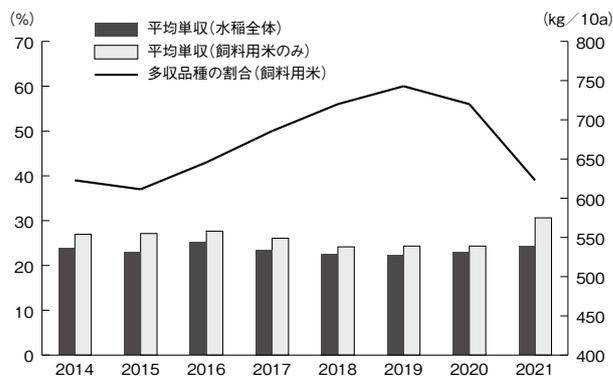
飼料用米の補助金を巡っては、賛成派か反対派かのどちらかに偏ったり、飼料用米を擁護する稲作農家とそれ以外の農家や非農家が対立軸を成したりする構図を予想していたが、思いの外、拮抗した調査結果となった。どちらともいえないと、判断を保留する回答が多かったのも特徴といえるだろう。農家だから、稲作農家だからと単純に意見を整理されがちなテーマだが、実際には補助金の実需者である飼料用米生産農家でも、その他の属性でも、多様な意見があるのが現実なのだ。

最後に「多収品種」について触れたが、多収品種の生産が増えても、統計的には単収が主食用米と大して変わらない現実がある(図7)。多収品種や特認品種の支援単価は維持されることから、多収品種が増えることが見込まれる。しかし、主食用への転用や生産量の増大、そのほかの問題点の解決から話題をそらしているだけではないかという指摘もできるだろう。

飼料用米に限らず、水田政策についてのテーマで議

論することを検討中である。今回の飼料用米を巡る多様な意見も参考にさせていただき、引き続き皆さまのご意見をお寄せいただければありがたい。(小川真如)

図7：平均単収と多収品種の割合(飼料用米)



本企画では、テーマを決めてアンケート調査を実施しています。誌面に反映しきれなかったコメントの一覧は、特設サイト (<https://noseijiron.com>) をご覧ください。

